

○薩摩川内市甌ミュージアム条例施行規則

令和 6 年 1 1 月 1 日

規則第 2 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市甌ミュージアム条例（令和 4 年薩摩川内市条例第 2 7 号。以下「条例」という。）第 2 3 条の規定に基づき、薩摩川内市甌ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員及びその職務)

第 2 条 ミュージアムに館長のほか、学芸員、その他の職員を置く。

2 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、ミュージアムの業務を統括する。
- (2) 学芸員は、上司の命を受け、条例第 3 条に掲げる事業における専門的業務に従事する。
- (3) その他の職員は、上司の命を受け、ミュージアムに属する事務に従事する。

(入館券)

第 3 条 市長は、条例第 7 条の許可をしたときは、入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第 4 条 ミュージアムに入館する者（以下「入館者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 市が実施する発掘調査等の調査・研究のためのミュージアムへの入館
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第 5 条 条例第 8 条第 2 項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 3 3 号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1 級から 4 級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者にあつては、付添人 1 人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合
- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）

に規定する休日に入館する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合

(4) 前3号に掲げるほか、市長が適当と認める場合

2 前項第1号及び第3号に掲げる場合並びに同項第4号に該当する者のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に甌ミュージアム入館料免除申請書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、甌ミュージアム入館料免除承認通知書により通知する。

（入館者の遵守事項）

第6条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可なく展示物に触れないこと。

(2) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。

(3) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。

(4) 館内を汚さないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（使用許可等の申請）

第7条 条例第11条の規定によりミュージアムの施設の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日（以下「使用日」という。）の3箇月前から5日前までの間に、甌ミュージアム使用許可申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

（使用許可）

第8条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、甌ミュージアム使用許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 ミュージアムの使用の許可は、申請書の提出の順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

（使用許可事項の変更等）

第9条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、当該使用日の前日までに市長に届け出なければならない。

（使用料の納入等）

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第14条第1項の

規定による使用料を納入しなければならない。

- 2 条例第14条第1項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

（使用料の減免）

第11条 条例第14条第2項の規定による使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用する場合 使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料（冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。）を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料の5割の額を減額

（使用料の還付）

第12条 条例第15条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、甌ミュージアム使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用後の点検）

第13条 使用者は、条例第18条第1項の規定によりミュージアムの施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

（販売行為等の禁止）

第14条 ミュージアムの建物及び敷地内において、市長の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

（損傷等の届出）

第15条 入館者は、ミュージアムの施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに甌ミュージアム損傷等届により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第16条 条例第20条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

（資料の寄贈又は寄託）

第17条 市長は、ミュージアムにおいて収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる甌島を中心とする自然史に関する資料（以下「資料」という。）の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 資料を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るも

のとする。この場合において、資料を寄贈又は寄託しようとする者は、甌ミュージアム資料寄贈・寄託申出書を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、寄贈の申出に係る資料の受領又は寄託の申出に係る資料の受託を決定したときは、資料を寄贈した者に甌ミュージアム寄贈資料受領書を、資料を寄託した者に甌ミュージアム寄託資料預り証を交付する。

（寄託資料の管理）

- 第18条 寄託された資料等の管理は、ミュージアム所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料の返還）

- 第19条 寄託された資料は、寄託した者の請求又はミュージアムの都合により、甌ミュージアム寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

- 第20条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料の館内閲覧）

- 第21条 ミュージアムの資料の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

- 2 前項の閲覧をしようとする者は、甌ミュージアム資料閲覧承認申請書により館長の承認を受けなければならない。

（貸出しの制限）

- 第22条 ミュージアムが収集し、保管し、又は展示する資料の館外貸出しは、学術上の調査研究又は教育活動の目的で使用され、かつ、ミュージアムの業務に支障がなく、取扱い上安全が確保される場合を除き、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（様式）

- 第23条 この規則において規定する書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

- 第24条 この規則に定めるもののほか、ミュージアムの管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 ミュージアムを使用するために必要な使用許可その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。